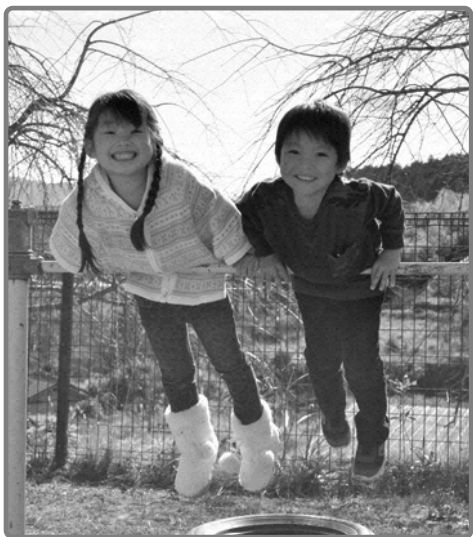




第6章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画では、「第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期」の量の見込み・確保方策、「第5章 計画の展開」の進行管理事業、のそれぞれを適切な手段で進行管理することにより、計画の実行性を高めていきます。



進行管理においては、下記のとおりPDCAサイクルに基づいて行うとともに、評価・見直しにあたっては、市川市子ども・子育て会議に対し報告を行い、意見を聴き、必要な対策を講じていきます。

(1) 計画策定 (Plan)

子ども・子育て支援事業計画を策定し（本計画の策定）、ホームページ等を通じて公表します。

(2) 施策の展開 (Do)

本計画の内容を踏まえ事業を実施するとともに、各年度の確保方策及び数値目標の達成をめざします。

(3) 施策の点検・評価 (Check)

「第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期」の量の見込み・確保方策については、毎年度、計画と実績の比較を行います。

「第5章 計画の展開」の進行管理事業については、毎年度、数値目標に対する達成率を算出するとともに、その他多角的な評価を行うために必要な事項を把握します。
(アウトプット指標による評価)

また、計画の初年度（令和元年度）・中間年度（4年度）・最終年度（6年度）には、アンケート調査の実施等により、施策の方向ごとのアウトカム指標による目標に対する達成状況を把握します。（アウトカム指標による評価）

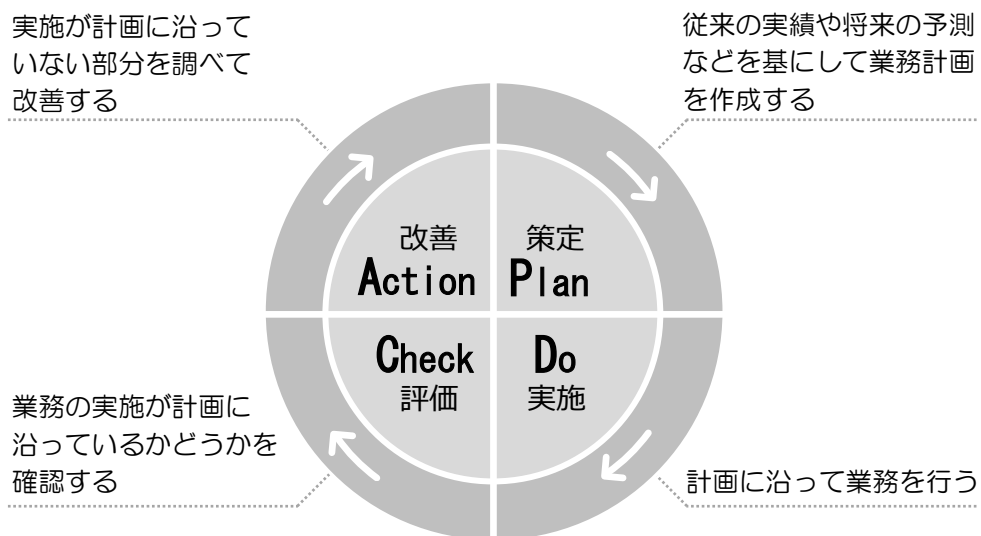
以上3点により計画の進捗状況を評価し、評価結果については、市川市子ども・子育て会議へ報告し、意見を聴くとともに、ホームページ等を通じて公表します。

（4）施策の見直し（Action）

計画の中間年度である令和4年度に、（3）の評価結果及び社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直していきます。

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
P	計画の策定	●					
	アウトカム指標による評価（初年度）		●				
D	事業の実施						
C	量の見込み、確保方策の計画と実績の比較			●	●		
	アウトプット指標による評価			●	●		
	アウトカム指標による評価（中間年度）				●		
A	計画の見直し						
P	計画の策定				●		
D	事業の実施						
C	量の見込み、確保方策の計画と実績の比較					●	●
	アウトプット指標による評価					●	●
	アウトカム指標による評価（中間年度）						●

PDCAサイクルのイメージ



【 アウトプット指標による評価 】

■数値目標に対する達成率

①進行管理事業（例：2種類の数値目標の場合）

□□ □事業					
事業概要				
数値目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数(延).....①				
	人	人	人	人	人
	施設数.....②				
	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所



①の達成率(%) = 実績 ÷ 数値目標

②の達成率(%) = 実績 ÷ 数値目標



進行管理事業の達成率 = ①、②の達成率の平均

②施策の方向の達成率

= 構成する各進行管理事業の達成率の平均

③基本目標の達成率

= 構成する各進行管理事業の達成率の平均

④計画全体の達成率

= 構成する各進行管理事業の達成率の平均



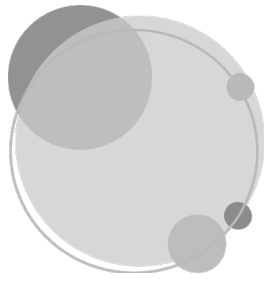
毎年度、市川市子ども・子育て会議に報告

2 市民や関係機関との連携

本計画では、基本理念である「子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして」を実現するため、「子育て支援」のほか、「保健」「医療」「教育」「仕事と子育ての両立支援」などさまざまな分野の取り組みを施策にかかげています。これらを効果的に推進していくためには、本市の関係部署間で連携を図るだけでなく、国・県・近隣市町村などの行政機関、医師会や商工会議所などの関係機関による広域的・専門的な対応も必要となってきます。

また、限られた行政資源のなかで、多様化するさまざまなニーズに添えていくとともに、一人ひとりに応じたきめ細かなサービスを提供していくためには、地域や事業者との協働による事業展開と、さらには市民や事業者の自主的な活動を積極的に支援する取り組みなども不可欠となっています。

このため、計画の推進にあたっては、市民や関係機関との連携・協力を図っていくとともに、必要に応じて国や県などへ要望も行っていきます。



資料

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 市民

2 市長は、前項第5号に規定する市民のうちから委員又は臨時委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の事務は、こども部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が市長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(市川市社会福祉審議会条例の一部改正)

3 市川市社会福祉審議会条例(平成17年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、児童福祉」を削り、「係る事項」の次に「及び市川市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第13号)第2条第1項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項」を加える。

第3条第1項中「25人」を「18人以内」に改める。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

子ども・子育て会議委員及び臨時委員	//	9,100円
-------------------	----	--------

2 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職	選 出 区 分
高尾 公矢	聖徳大学心理・福祉学部 社会福祉学科 教授	学 識 経 験 者
西 智子	日本女子大学 家政学部 児童学科 特任教授	
大神 優子	和洋女子大学 こども発達学科 准教授	
田口 安克	公認会計士・税理士	
五ノ井 きよみ	市川市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	関係団体の推薦 を受けた者
丸山 賢治	社会福祉法人市川市社会福祉協議会 保育クラブ担当室長	子ども・子育て 支援法第7条第 1項に規定する 子ども・子育て 支援に関する事 業に従事する者
渡慶次 康子	特定非営利活動法人 いちかわ子育てネットワーク 理事	
川副 孝夫	市川子ども・子育て支援施設協会 副会長	
吉原 正実	市川市私立幼稚園協会 理事	
平井 智子	公立保育園 保護者代表	
鈴木 達也	私立保育園 保護者代表	子 ども の 保 護 者
近藤 弘望	市川市公立幼稚園 PTA 連絡協議会	
野見山 直子	市川市私立幼稚園 PTA 連絡協議会 理事	
知久 有美		市 民
後藤 智香子		

※平成 30 年 3 月現在

氏名	所属・役職	選出区分
高尾 公矢	聖徳大学心理・福祉学部 社会福祉学科 教授	学識経験者
西 智子	日本女子大学 家政学部 児童学科 特任教授	
大神 優子	和洋女子大学 こども発達学科 准教授	
田口 安克	公認会計士・税理士	
五ノ井 きよみ	市川市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	関係団体の推薦を受けた者
安部 幸弘	社会福祉法人市川市社会福祉協議会 保育クラブ担当室 参事	子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
渡慶次 康子	特定非営利活動法人 いちかわ子育てネットワーク 理事	
川副 孝夫	市川市こども子育て支援施設協会 副会長	
吉原 正実	市川市私立幼稚園協会新制度委員会 委員長	
森 智子	公立保育園保護者代表	
北村 麻美	私立保育園保護者代表	子どもの保護者
多良間 真里	南行徳幼稚園 本部会計	
山路 奈々	市川市私立幼稚園 PTA 連絡協議会 理事	
知久 有美		市民
橋本 洋子		

※令和元年9月1日現在

氏名	所属・役職	選出区分
高尾 公矢	聖徳大学 名誉教授	学識経験者
松野 真	昭和学院短期大学 人間生活学 こども発達専攻 教授	
大神 優子	和洋女子大学 こども発達学科 教授	
田口 安克	公認会計士・税理士	
緒方 恵	市川市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	関係団体の推薦を受けた者
石塚 浩	社会福祉法人市川市社会福祉協議会 保育クラブ担当室長	子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
渡慶次 康子	特定非営利活動法人 いちかわ子育てネットワーク 理事	
桑原 京子	市川子ども・子育て支援施設協会 副会長	
吉原 正実	市川市私立幼稚園協会 新制度委員会 委員長	
根岸 麻衣	公立保育園保護者代表	子どもの保護者
近藤 靖宏	私立保育園保護者代表	
門馬 かおる	公立幼稚園保護者代表	
遠藤 範子	私立幼稚園保護者代表	
望月 法子		市民
宮崎 令子		

※令和5年3月現在

		主な議題
平成 30 年度	8月6日	市川市子ども・子育て会議（平成30年度第1回） ・子ども・子育て支援事業計画の策定について ・特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について ・市川市保育の利用等に関する規則の改正について ・「第3次いちかわハートフルプラン」について ・その他（報告）
	10月12日	市川市子ども・子育て会議（平成30年度第2回） ・子ども・子育て支援事業計画の策定のためのニーズ調査について ・特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について
	11月14日	市川市子ども・子育て会議（平成30年度第3回） ・子ども・子育て支援事業計画の進捗状況報告について ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について
	2月13日	市川市子ども・子育て会議（平成30年度第4回） ・子ども・子育て支援事業計画の策定に係る市民ニーズ調査の中間報告について ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について ・自立支援協議会「こども部会」報告について
	3月19日	市川市子ども・子育て会議（平成30年度第5回） ・子ども・子育て支援事業計画の策定に係る量の見込みの算出について

		主な議題
令和 元 年 度	5月24日	市川市子ども・子育て会議（令和元年度第1回） ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みの補正について ・幼児教育の無償化制度と給食費の徴収について ・市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（報告）
	7月25日	市川市子ども・子育て会議（令和元年度第2回） ・市川市子ども・子育て会議および子ども・子育て支援事業計画の策定について ・市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ・公立保育園の民営化について（公共施設個別計画の策定）（報告）
	10月8日	市川市子ども・子育て会議（令和元年度第3回） ・市川市子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について ・教育・保育及び地域子育て支援事業の確保方策の設定について ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について
	11月27日	市川市子ども・子育て会議（令和元年度第4回） ・市川市子ども・子育て支援事業計画 進捗状況報告について ・市川市子ども・子育て支援事業計画書(案)について ・市川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の制定について ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について
	1月29日	市川市子ども・子育て会議（令和元年度第5回） ・市川市子ども・子育て支援事業計画書(案)について ・特定教育・保育施設特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について

		主な議題
令和2年度	11月12日	市川市子ども・子育て会議（令和2年度第1回） <ul style="list-style-type: none"> 市川市子ども・子育て支援事業計画 進捗状況報告について 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（報告） 第4次いちかわハートフルプラン策定のスケジュールについて（報告）
令和3年度	8月6日から 8月20日 【書面会議により開催】	市川市子ども・子育て会議（令和3年度第1回） <ul style="list-style-type: none"> 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について 保育の利用調整の見直しについて（報告） 「市川市幼児教育基本方針」の策定について（報告）
	11月1日	市川市子ども・子育て会議（令和3年度第2回） <ul style="list-style-type: none"> 正副会長の互選について 市川市子ども・子育て支援事業計画進行管理事業の進捗状況について 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について 市川市幼児教育基本方針（案）について
令和4年度	10月18日	市川市子ども・子育て会議（令和4年度第1回） <ul style="list-style-type: none"> 市川市子ども・子育て支援事業計画の令和3年度進捗状況について 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について その他意見交換
	3月28日	市川市子ども・子育て会議（令和4年度第2回） <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画のアウトカム指標による評価及び中間見直しについて その他

市川市子ども・子育て支援事業計画[改訂版]

令和5年3月

編集・発行 市川市こども政策部こども家庭支援課

〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号

TEL 047-334-1111 (代表)

ホームページ <http://www.city.ichikawa.lg.jp/>
